

宮城県行政評価委員会 政策評価部会
第3分科会（平成22年度第3回）審議要旨

日 時 平成22年6月16日（水）9:45～10:25
場 所 宮城県行政庁舎11階 第二会議室

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 施策評価の説明・質疑
政策13「住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成」の各施策
施策30「住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成」
 - (2) 政策評価の説明・質疑
政策13「住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成」
- 3 閉会

出席委員 安藤朝夫委員（分科会長）、井上千弘委員、山本玲子委員

- 1 開会
- 2 議事

政策13 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成

施策30 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成

<審議要旨>

施策30 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成

土木総務課より説明。

（井上委員）

・アドプトプログラムについて、認定団体数は順調に伸びているようだが、認定数だけでは評価できないので、どのような活動をしているのか詳細に説明願いたい。

（土木総務課）

・活動内容は、県土木事務所において、認定する前に、内容を確認している。その確認を踏まえ、認定を行っている。個々の活動内容は担当課から説明を行う。

（道路課）

・道路課では「みやぎスマイルロード・プログラム」という名称で、主に県管理道路の清掃、緑化、除雪等の作業をお願いしている。認定団体数、参加人数ともに年々増えてきている。

（河川課）

・河川課におけるアドプト事業ということで、「スマイルリバー・プログラム」、「スマイルビーチ・プログラム」を所管している。「スマイルリバー・プログラム」は、県管理河川の清掃、除草等の

ボランティア活動を行い、自治会や企業等の10人以上で組織する団体、さらに、年2回以上の美化活動の実施を条件に認定している。「スマイルビーチ・プログラム」も同様の条件で認定し、県管理の海岸について清掃等の活動をお願いしている。それぞれの団体の活動内容は、清掃、除草、緑化、花壇、その他の中から希望する活動を自ら選択して申請し、認定を受け、活動いただいている。現在は78団体（スマイルリバー）が活動しており、昨年度と同等あるいはそれ以上の実績になるのではないかと考えている。

（港湾課）

・港湾課では「スマイル・ポート」という名称で、港湾区域内の海岸などでボランティア活動を行っている。認定団体は、今現在、19団体で、キリンビール仙台工場などの港湾区域内の企業や海の工事を専門としている建設会社、松島の島巡り観光船企業組合などが認定を受け、活動している。活動実績は、21年度において、延べ2千人程度の参加人数となっており、活動内容は、清掃に加え、海上からの岸壁等の点検なども行っている。

（井上委員）

・了解。次に農業分野であるが、事業5の集落協定の内容について詳細に説明願いたい。

（農村振興課）

・中山間地域直接支払交付金事業については、平地と中山間地域の不均衡な格差是正を目的とし、所得保障を行っている。農地・水・農村環境保全向上活動支援事業については営農を行うための、資源の保全、管理について支援を行うものである。

（安藤分科会長）

・民主党の農業政策である「所得保障制度」との関連はどうなっているのか。

（農村振興課）

・関連性はない。

（井上委員）

・国費と県費の割合はどのような比率か。

（農村振興課）

・両事業ともに、基本的には国が1/2、県が1/4、市町村が1/4であるが、中山間地域直接支払交付金事業の特任地域は、国が1/3、県が1/3、市町村が1/3となっている。

（山本委員）

・これらの事業の目的である、格差是正や景観維持などのモニタリングの方法はどのように実施しているか。

（農村振興課）

・活動計画の確認は市町村が行う。なお、中山間地域直接支払交付金事業については、耕作放棄地が発生した場合、支給した交付金は、全額返還となる。

（山本委員）

・報告書等の指導もおこなっているか。

（農村振興課）

・中間報告として、実績報告が行われており、その中において、県と市町村が指導している。

（安藤分科会長）

・返還する場合は過年度分も返還となるのか。

（農村振興課）

・支給を受けた分、全て返還となる。

（山本委員）

・事業の開始年度は。

(農村振興課)

- ・中山間地域直接支払交付金事業については、平成12年度開始で3期目、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業は平成19年度から開始し、1期目である。

(山本委員)

- ・ここに掲載されている面積は、耕作が維持されている面積であると考えて良いか。

(農村振興課)

- ・はい。

(山本委員)

- ・次に、事業番号6番の保全向上活動の具体的な内容として、体験学習受入やブランド米販売など記載されているが、事業目的としている生産資源や環境資源の維持保全に沿った事業内容であるかどうか県は確認しているのか。

(農村振興課)

- ・この事業の内容は2つの分野に分かれており、1つは一般的な維持保全としての維持管理等を実施している。もう一方の分野は、様々な取り組みの中から選択できるような制度となっており、その成果として、体験学習受入やブランド米販売などの事例が見受けられる。

(山本委員)

- ・それらの費用対効果的な試算などは行ったことがあるか。

(農村振興課)

- ・過去に算出したことはある。

(山本委員)

- ・了解した。別の質問に移るが、事業番号4みやぎスマイルロードレポーター制度の活動指標が0団体でありながら、分析結果はある程度成果があったとしているが、どのように分析しているのか説明願いたい。また、事業番号3-2、3-3の成果指標が集計中の理由を説明願いたい。前年度分のデータなので集計可能ではないか。

(河川課)

- ・成果指標の参加者数については、報告が遅れている団体があり、集計作業が遅れており、空欄となっている。

(道路課)

- ・事業番号4みやぎスマイルロードレポーター制度の活動指標が0団体と記載されているが、1団体の間違いであり、情報提供数は集計中である。

(安藤分科会長)

- ・どのような団体か。

(道路課)

- ・県職員OBで組織する団体である。

(山本委員)

- ・実績が記載されていないので、統合する意味が分からなかった。一昨年度はどうだったのか。

(道路課)

- ・平成19年度は11件、平成20年度は9件の実績である。

(山本委員)

- ・数値がないと評価ができない。成果があったと評価することは無理がある。数値を記載願いたい。また、3-1から3-5のアドプトプログラム推進事業の認定数は累計か新規のみか統一すべきである。

(土木総務課)

- ・次年度以降は統一したい。

(山本委員)

・次に事業番号7番であるが、このような事業は是非行っていただきたいと思う。この事業はいつから始めたものか。

(農村振興課)

・平成17年度から実施している。

(山本委員)

・平成17年度から取り組んでいて、いろいろ調整したが実績は無かったということか。

(農村振興課)

・障害者を受け入れる農家側と障害者を送り込む側に隔たりがあったためである。

(山本委員)

・県の役割としては、その隔たりをいかに埋めるかが重用だと思うが、今後も解決策が無いために廃止なのか。また、他の事業に引き継ぐのか。

(農村振興課)

・障害者の安全管理などの不安もあり、かなり体制整備を行わないと実施不可能なため、非常に難しい。他の事業には引き継ぐ予定はない。

(山本委員)

・廃止に至った結論は理解できるが、実質5年間も経過して、全く成果がなかった状況を考えると、なんとかならなかったのかなと思う。努力したことは理解できるが、将来的な改善展望など記載したうえで廃止すべきである。

(山本委員)

・次に事業番号8みやぎの景観形成事業について、意識醸成が十分でないので今後も継続的に実施すると記載しているが、県の対応が見えてこない。なぜ、目標値と乖離したか説明願いたい。

(安藤分科会長)

・具体的には、景観行政団体に認定されると、どのような負担が発生するのか、またメリットは何かなど、説明いただきたい。

(都市計画課)

・指標の根拠は、県としての目標値として設定している。市町村へのアンケート結果によると、景観形成よりも他の施策を優先すべきという意見や現時点において景観形成上の問題が無いので取り組む必要性が薄いなどの意見が多かった。この結果を踏まえ、県としては市町村に対し、働きかけを実施しているが、市町村の事情もあり、計画どおり進められない実情もある。メリットとしては観光客誘致などが挙げられる一方、制度制定、規制などにより、行政事務的負担、住民負担が増すことも予想される。

(安藤分科会長)

・最後に私的意見としてであるが、予算が無いからといって、ボランティアに頼ることは気になるところである。例えば、予算的には無理かもしれないが、雇用対策や高齢者雇用対策として、僅かでも賃金を払って職を提供するスタンスであれば、経済的インセンティブの方が、お互いに無責任にならないのではないかと思う。

(安藤分科会長)

・以上で施策30の審議を終わります。ありがとうございました。引き続きまして政策13について説明願います。

政策 13 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成

土木総務課より説明

(安藤分科会長)

・政策 13 は、本来、計画段階から住民参画を行い社会資本整備や良好な景観の形成を行うことを目的とする政策であるが、ここでは維持管理への参加が主である。もっと計画段階から関与すべきではないか。

(土木総務課)

・社会資本整備は、新しく造ることだけでなく、ストックマネジメントなどのように既存の施設をいかに活用、延命化していくかということも今後の重要な視点であると捉えている。また、土木部で策定している土木行政推進計画においても地域住民や有識者らの意見を汲み入れながら計画策定を行っている。

(井上委員)

・景観行政団体について、県としてどの程度主体的に取り組もうとしているのか。また、今後の展望はどのように考えているか。

(都市計画課)

・市町村が主体と考えている。県は県全体の広い意味での景観行政の推進をしなければならないと考えている。具体的な活動としては、一般県民をはじめとする市町村の景観形成の意識向上を目的にシンポジウム開催や市町村への働きかけを行っている。また、県は今年施行された景観条例に基づき、今後、県として県全体の景観形成をどのように推進すべきかという基本方針を策定する予定である。

(井上委員)

・例えば、県で、優先的に策定すべき市町村を決めてもいいのではないか。

(都市計画課)

・あくまでも市町村が主体である。自分たちの街をどのようにしていくべきかという考えが重要である。

(井上委員)

・市町村としても景観形成の意識はあるが、政策の優先順位等を考慮すると難しいのが実情であり、普及には 10 年程度の長期的なスパンで計画を進めなければならないという考えであると理解して良いか。

(都市計画課)

・はい。

(政策課企画・評価専門監)

・補足になるが、先程、アドプトプログラムにおいて、安藤分科会長から経済的インセンティブが必要ではないか、また、井上委員からは別の指標はないかという意見がありましたが、インセンティブの 1 つとして表彰制度を設けている。この表彰制度により意識向上が図られるとともに、活動の実態把握も可能である。また、住民参画に関連して、土木部で進めている大島架橋事業の計画策定においては、計画段階から地域住民との懇談会を実施しており、事業計画内容や景観、さらには架橋整備を行った場合のメリット、デメリットまで含め、地域住民主導で議論しているプロジェクトもある。土木行政推進計画では、このような住民参画の視点を持って事業を進めることとしている。

(山本委員)

・目標指標において、何もない 0 からスタートする事業は絶対に C の評価とはならない。現状維持

となり、ずっと0でもB評価が続くことになる。今後の課題である。

(政策課企画・評価専門監)

- ・評価制度の課題になるので、次年度へ向けて検討したい。

(安藤分科会長)

- ・以上で政策13の審議を終了する。

3 閉会